

議案第20号

財産（世田谷区玉川総合支所新庁舎等用一般什器、備品等）の取得  
上記の議案を提出する。

令和2年2月19日

提出者 世田谷区長 保坂展人

（説明） 世田谷区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例  
第3条の規定に基づき、本案を提出する。

財産（世田谷区玉川総合支所新庁舎等用一般什器、備品等）の取得

予定価格60,000,000円以上の一般什器、備品等を、下記のとおり取得する。

記

- 1 取得物 一般什器、備品等
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 136,290,000円
- 4 契約の相手方 東京都世田谷区野毛二丁目26番11号  
有限会社マルカワ  
代表者 丸川寛朗
- 5 納期 令和2年8月9日